

生命共済規則

第1章 総 則

第1条 (趣旨)

この規則は、日産労連リック規程（以下「リック規程」という）第2条（事業内容）および第3条（規則の設置）に基づいて定める。

第2条 (目的)

この共済は、会員および配偶者の死亡、身体障害ならびに入院・手術等に対し、会員の相互扶助により救済をはかることを目的とする。

第3条 (共済事業の提携ならびに運営)

- この共済は、一部を全国労働者共済生活共同組合連合会（以下、「こくみん共済 coop」という。）と提携して実施する。なお、リック生命共済規則に定めのない事項については、こくみん共済 coop の定款および団体定期生命共済事業規約・細則に準じて中央執行委員会で決定する。
- 業務の運営においては、その一部をこくみん共済 coop へ委託して実施する。提携および委託内容については別に定める。

第4条 (共済の加入型)

- 共済の加入型は次の各号とする。
 - 一般型
一般1型 一般2型 一般3型 一般4型
 - 告知型
告知1型 告知2型 告知3型 告知4型
 - サービス一般型
サービス一般1型 サービス一般2型
 - サービス告知型
サービス告知1型 サービス告知2型
- 各型については重複して加入することができない。

第5条 (共済の加入資格者)

この規則に定める加入資格者は、次の各項の条件のすべてを満たすものとする。（以下、加入した者を「加入者」という。）

- 加入できる資格は次の各号のとおりとする。
 - リック規程第4条（会員）に定める会員
（以下、加入した者を「主契約者」という。）
ただし、サービス一般型、サービス告知型については、新規組合員全員（日産労連の加盟組合からの転籍者は除く）を加入対象とする。
なお、この規則に定める加入資格者は、リック規程第4条（会員）に定める会員であり、かつ、こくみん共済 coop の各都道府県労済生協の組合員でなければならない。
 - 主契約者の配偶者（内縁関係にあるものおよび戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にあるもの（以下「内縁関係にあるもの等」という。）を含む。ただし、主契約者または内縁関係にあるもの等に戸籍上の配偶者がいる場合を除く。）（以下1号の契約を「主契約」、2号の契約を「配偶者契約」という。）
 - 配偶者契約は主契約の加入を条件とする。
 - 主契約者と配偶者は各々別の加入型に加入できる。
 - 本人、配偶者ともにリック規程第4条（会員）に定める会員である場合、同一人が会員本人としての加入と配偶者としての加入の2つの契約をすることはできない。
- 各型における加入または継続できる年齢は、次の各号のとおりとする。なお契約年齢は、契約発効日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てる。
 - 新規加入および増口
第12条（共済の契約発効日と契約期間）、第13条（契約期間途中加入者の契約発効日と契約期間）に定める契約発効日または更新日現在の年齢が、満15歳以上65歳未満のもの。
 - 継続加入
(1)継続加入者は発効日現在80歳の年の12月31日24時まで継続ができる。ただし、主契約者が契約を終

了した場合、配偶者も同時に契約終了となる。

(2)各型の継続加入年齢

各型の継続加入年齢は次のとおりとする。

年齢は更新日現在の満年齢とする。

①一般型

- 一般1型 15歳から60歳
- 一般2型 61歳から65歳
- 一般3型 66歳から70歳
- 一般4型 71歳から80歳

②告知型

- 告知1型 15歳から60歳
- 告知2型 61歳から65歳
- 告知3型 66歳から70歳
- 告知4型 71歳から80歳

③サービス一般型

- サービス一般1型 15歳から60歳
- サービス一般2型 61歳から65歳

④サービス告知型

- サービス告知1型 15歳から60歳
- サービス告知2型 61歳から65歳

3. 加入できる健康上の条件は、次の各号のとおりとする。

1)一般型、サービス一般型

加入申込日現在、正常に勤務し、または健康に日常生活を営んでおり、加入基準に規定する健康上の条件に該当しないものとする。ただし満了する共済契約と同一内容で更新する場合には、健康上の条件のいずれかに該当する者であっても加入者とすることができる。

2)告知型、サービス告知型

加入基準に規定する健康上の条件に該当した場合に加入できる。

第6条（共済契約の種類）

共済契約の種類は次の各項のとおりとする。

1. 加入者別の種類

- 1)主契約
- 2)配偶者契約

2. 保障内容別の種類

- 1)死亡(障害)
- 2)入院(手術)

第7条（共済契約口数の限度と変更）

1. 契約できる口数は主契約、配偶者契約ともに次の各号のとおりとする。

また、死亡(障害)、入院(手術)の口数については、次の各号の範囲内でそれぞれ契約できる。ただし、死亡(障害)、入院(手術)一方のみの契約はできない。

1)一般型

(1)一般1型

- 死亡(障害) 1口から40口
- 入院(手術) 4口から40口

(2)一般2型

- 死亡(障害) 1口から10口
- 入院(手術) 4口から10口

(3)一般3型

- 死亡(障害) 1口から5口
- 入院(手術) 4口から10口

(4)一般4型

- 死亡(障害) 1口

入院(手術) 4口から10口

- (5)すでに死亡(障害)・入院(手術)ともに1口から3口で契約している場合は同じ口数で継続契約ができる。また、増口をする場合は各型の加入口数の範囲内とし、減口する場合は、入院(手術)を同じ口数のまま死亡(障害)の口数のみ1口までに変更できる。

2)告知型

(1)告知1型

死亡(障害) 4口

入院(手術) 4口

(2)告知2型

死亡(障害) 4口

入院(手術) 4口

(3)告知3型

死亡(障害) 4口

入院(手術) 4口

(4)告知4型

死亡(障害) 1口

入院(手術) 4口

3)サービス一般型

(1)サービス一般1型

死亡(障害) 1口

入院(手術) 10口

(2)サービス一般2型

死亡(障害) 1口

入院(手術) 10口

- (3)追加分の掛金を支払うことによりサービス一般1型は死亡(障害)、入院(手術)ともに40口まで、サービス一般2型は死亡(障害)、入院(手術)ともに10口まで契約できる。

4)サービス告知型

(1)サービス告知1型

死亡(障害) 4口

入院(手術) 10口

(2)サービス告知2型

死亡(障害) 4口

入院(手術) 10口

2. 前1項の規定にかかわらず、認定基準および給付基準に定める重度障害共済金給付者で加入基準の健康上の条件に該当しないものは一般型、サービス一般型に死亡(障害)、入院(手術)ともに2口まで加入できる。ただし重度障害共済金を支払った事由と因果関係のある傷病については給付しない。

3. 契約した口数は、その契約期間中に変更はできない。ただし、前1項の限度口数を超えて契約していることが明らかになった場合は、限度口数内に変更するものとする。

また、第5条(共済の加入資格者)1項5号にかかわらず同一人が会員本人としての加入と配偶者としての加入の2つの契約をしていた場合、どちらか1つの契約の限度口数内に変更しなければならない。

第8条(共済契約の申し込みと内容変更の手続き)

1. 共済契約の新規申し込みは月単位で随時受け付ける。
2. 共済契約の契約口数の変更、加入型の変更および解約の受付は毎年1回の一斉募集期間とする。
3. 前2項の契約の手続きは、別表2(必要書類)に定める申込書に必要事項を記入し、署名または記名押印のうえ、募集締切日までに加盟組合を通じて日産労連に提出しなければならない。
なお、配偶者が加入する場合は、主契約者は配偶者の同意を得なければならない。
4. 既加入者で契約内容を変更しない場合は、加入資格を有する限り自動継続とすることができる。
5. 年齢による型の移行は同じ契約額で自動継続とする。ただし、移行時に限度口数を超える場合はその限度口数で自動継続とする。
6. サービス一般型から一般型への移行、サービス告知型から告知型への移行は同じ契約額で自動継続とする。ただし、サービス告知型については告知型の口数で自動継続とする。

第9条（告知義務）

1. 新規に契約を行なう者および契約を増口して申し込む者は、申込書記入日における健康状態の告知について指定する書面により正しく申告しなければならない。
2. 共済契約の申し込みにおいては、健康確認を行なう日を設定する。健康確認日は申込書記入日とする。ただし、申込書記入日が記載されていない場合は、次に定める日を健康確認日とする。
 - 1) 一斉募集期間中については生命共済の募集締め切り日
 - 2) 契約期間途中の加入については毎月の締め切り日である15日
3. 年齢による型の移行については、同じ契約額までは健康告知は不要とする。
4. 告知型、サービス告知型の加入については申込書に記載されている健康に関する報告書を提出しなければならない。

第10条（共済契約の諾否）

第8条（共済契約の申し込みと内容変更の手続き）に基づく共済契約の申し込みは、申込書の記載内容をもとに加入資格審査および、質問事項に対する回答に関する審査を行なった後、加入の諾否を日産労連が決定する。

第11条（共済契約の成立）

加入が承認された共済契約は第14条（共済掛金）に定める掛金相当額が指定した期日に納入されることにより発効日から成立する。

サービス一般型、サービス告知型については、申込書の提出により組合加入日から成立する。

第12条（共済の契約発効日と契約期間）

1. 共済の契約発効日は毎年1月1日とする。
2. 共済の契約期間は、毎年1月1日0時から12月31日24時までの1年間とする。
3. サービス一般型、サービス告知型については、組合加入日を発効日とし、組合加入日から1年間を契約期間とする。ただし、組合加入日が1日以外の場合、組合加入日から翌年同月の月末までを契約期間とする。

第13条（契約期間途中加入者の契約発効日と契約期間）

1. 初回掛金の支払方法と契約発効日は次の各号のとおりとする。
 - 1) 半年払い初回掛金は加入月から6月30日または12月31日までの掛金を一括して納入するものとし、毎月15日までに受理した申し込みについて翌月5日に引き落としをする。引き落としがされることにより引き落とし開始月の1日0時から契約を発効する。
 - 2) 月払い初回掛金は毎月15日までに受理した申し込みについて翌月5日に引き落としをする。引き落としがされることにより引き落とし開始月の1日0時から契約を発効する。
2. 契約期間は、初年のみ加入月の1日0時から12月31日24時までとする。
3. 共済掛金は、加入月からの掛金を納入するものとする。

第14条（共済掛金）

1. 共済掛金の額は、主契約、配偶者契約ともに次の各号のとおりとする。

1) 一般型

(1) 一般1型

死亡(障害) 1口あたり月210円

入院(手術) 1口あたり月60円

(2) 一般2型

死亡(障害) 1口あたり月420円

入院(手術) 1口あたり月120円

(3) 一般3型

死亡(障害) 1口あたり月950円

入院(手術) 1口あたり月220円

(4) 一般4型

死亡(障害) 1口あたり月2,100円

入院(手術) 1口あたり月330円

2) 告知型

(1) 告知1型

死亡(障害)・入院(手術) 4口

月2,160円

(2)告知2型

死亡(障害)・入院(手術) 4口
月3,900円

(3)告知3型

死亡(障害)・入院(手術) 4口
月7,500円

(4)告知4型

死亡(障害)1口 入院(手術)4口
月4,800円

3)サービス一般型

無料(上乗せ保障分は一般型と同じ)

4)サービス告知型

無料

2. 共済掛金は1年ごとの掛け捨てとする。

3. 共済掛金の納入方法は、次の各号のとおりとする。

1)半年払い

年間掛金を前期と後期の年2回にわけ、6ヶ月分を一括して主契約者の登録口座から引き落としする。

引き落とし時期は前期が1月とし1月1日から6月30日までの分、後期が7月とし7月1日から12月31日までの分とする。

ただし、指定された期日に引き落としができなかった場合、2回目以降の再引き落とし手数料は主契約者負担とする。

2)月払い

毎月の引き落とし手数料を主契約者が負担することにより、年間掛金を12回に分け主契約者の登録口座から引き落としとする。この場合、リック火災共済、3大疾病保障特約保険の掛金も月払いとなる。

4. 納入された共済掛金は返還しない。ただし、日産労連でやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

第15条(共済掛金の支払猶予期間)

1. 共済掛金が指定された期日に引き落としできなかった場合、日産労連への共済掛金の支払猶予期間を設定する。
2. 支払猶予期間は、引き落とし月の翌々月の末日とする。
3. 支払猶予期間中に共済掛金が日産労連に納入されることにより、共済契約は契約発効日から成立したものととして取り扱う。

第16条(共済金の種類)

共済金の種類は、次のとおりとする。

1. 死亡(障害)の保障内容

- 1)死亡共済金
- 2)重度障害共済金
- 3)事故特約共済金
- 4)後遺障害共済金
 - (1)事故後遺障害共済金
 - (2)病氣後遺障害共済金
 - (3)障害見舞金

2. 入院(手術)の保障内容

- 1)入院共済金
 - (1)事故入院共済金
 - (2)病氣入院共済金
- 2)入院見舞金
- 3)手術共済金(ドナー支援金、放射線治療共済金含む)

3. 診断書補助料

第17条(共済金の給付申請と手続き)

1. 共済金を請求する場合の申請者は、第18条(共済金受取人の範囲および順位)に定める共済金受取人とする。
2. 共済金の給付申請をするときは、別表2(必要書類)に定める該当書類を、加盟組合に提出するものとする。

3. 共済金請求を受けた加盟組合は、遅滞なく前2項の提出書類を確認のうえ、日産労連へ提出しなければならない。

第18条（共済金受取人の範囲および順位）

1. 共済金受取人は、主契約者とする。
2. 主契約者が死亡し、受取人の指定がない場合は、次の各号の順位とする。また、2号から5号については、それぞれ当該各号中の順位とする。
 - 1) 主契約者の配偶者
 - 2) 主契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた主契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。なお、「主契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた」とは、主契約者の収入によって日常の消費生活の全部または、一部を営んでおり、主契約者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいう。
 - 3) 主契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた主契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。なお、「主契約者の配偶者の子」とは主契約者の実子または養子ではない子供をいう。また「配偶者の孫」とはその子供をいう。
 - 4) 前2号に該当しない主契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。
 - 5) 前3号に該当しない主契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。
 - 6) 同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めなければならない。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとする。
3. 受取人を複数指定する事はできない。
4. 主契約者は、随時死亡共済金受取人を指定または変更することができる。手続きについては、別表2（必要書類）に定める所定の申請書を提出し、日産労連の承諾を得なければならない。

第19条（共済金給付の審査）

1. 所定の共済金給付申請書（請求書）と添付書類の審査ならびに必要な調査については、こくみん共済 coop へ委託するものとする。
2. 日産労連は審査に必要な書類の提出を求めることができる。
3. 日産労連は申請者に対して給付審査において、とくに日時を要する場合、その旨を申請者へ通知する。

第20条（共済金給付の認定と給付）

1. 共済金の給付については、こくみん共済 coop の審査結果をもとに認定基準および給付基準に基づき日産労連が決定する。
2. 日産労連は給付対象と認定した場合、共済金受取人へ給付金明細を送付し、共済金を支払う。
3. 日産労連は給付対象外と認定した場合、申請を却下し、その旨を申請者へ通知する。

第21条（告知型、サービス告知型の共済金給付について）

告知型、サービス告知型の共済金給付については、加入時に申告した傷病と因果関係がある加入日から2年間の事由については給付しない。ただし告知型に加入した前年に一般型に加入していた場合は、告知型の契約口数以内で告知型に加入した前年の口数で給付する。また、告知型に加入した前年に新規加入または増口し告知義務違反があった場合は、告知型の契約口数以内で告知型に加入した前々年の口数で給付する。

第22条（共済金請求の時効）

1. 共済金および諸返戻金を請求する権利は、これを行行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。
2. 前1項の規定にかかわらず、共済金請求権が時効により消滅した場合であっても、次のすべてを満たし、日産労連が特に認めたときには、共済金支払の対象とする。
 - 1) 共済金の請求に必要な書類（公的証明等）をすべて提出できること。
 - 2) 共済金の支払い可否判断に支障（共済の目的の共済事故の発生状況が確認できない等）がないこと。

第23条（共済金を給付しない場合）

次の各項のいずれかに該当する場合には、共済金を給付しない。

1. 死亡共済金

- 1) 加入者の犯罪行為によるときで、日産労連が死亡共済金の支払いを適当でないと認めたとき。
- 2) 共済金受取人の故意によるとき。ただし、その人が死亡共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払う。
- 3) 共済契約者の故意によるとき（共済契約者と加入者が同一人である場合を除く）。

2. 重度障害共済金

- 1) 加入者の故意（自殺行為を除く）によるとき。
 - 2) 加入者の犯罪行為によるときで、日産労連が重度障害共済金の支払いを適当でないと認めたとき。
 - 3) 共済契約者の故意によるとき（共済契約者と加入者が同一人である場合を除く）。
 - 4) 日産労連が重度障害共済金を支払う前に、死亡共済金（当該重度障害共済金の請求原因となった傷病との因果関係を問わない）の支払請求を受けたとき。
 - 5) 日産労連が死亡共済金を支払った後に、重度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問わない）の支払請求を受けたとき。
3. 事故特約共済金、事故後遺障害共済金、事故入院共済金
- 1) 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払う。
 - 2) 加入者の故意または重大な過失によるとき。
 - 3) 加入者の犯罪行為によるとき。
 - 4) 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 - 5) 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 - 6) 加入者の精神障害または泥酔によるとき。
 - 7) 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき。
 - 8) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。
4. 病気後遺障害共済金、障害見舞金
- 1) 不慮の事故（不慮の事故以外の外因を含む）を原因とした特定の身体の障害の状態の場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - (1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき。
 - (2) 加入者の犯罪行為によるとき。
 - (3) 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 - (4) 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 - (5) 加入者の精神障害または泥酔によるとき。
 - (6) 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき。
 - 2) 疾病を原因とした特定の身体の障害の状態の場合で、いずれかに該当したとき。
 - (1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。
 - (2) 加入者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき。
5. 病気入院共済金
- 1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。
 - 2) 加入者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき。
 - 3) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。
6. 手術共済金（放射線治療共済金を含む）
- 1) 不慮の事故を原因とする場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - (1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき。
 - (2) 加入者の犯罪行為によるとき。
 - (3) 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 - (4) 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 - (5) 加入者の精神障害または泥酔によるとき。
 - (6) 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき。
 - (7) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。
 - 2) 疾病を原因とする場合で、次のいずれかに該当したとき。
 - (1) 共済契約者または加入者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。
 - (2) 加入者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき。
 - (3) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの。

第24条（共済金の弁済）

共済金の給付を行なった後、第23条（共済金を給付しない場合）に掲げる行為が発覚した場合、共済金の受取人はすでに給付した共済金を弁済しなければならない。

第25条（甚大な事故による共済金の分割、繰延支払い、および削減）

1. 戦争その他の非常な出来事および地震、津波、噴火その他それらに類する天災により、共済契約にかかる所定の

<p>共済金を支払うことができない場合には、共済金の分割払い、支払の繰延または、削減をすることができる。</p> <p>2. 前1項の場合には、その直後に行なわれる中央委員会の承認を得なければならない。</p>
<p>第26条（共済契約の存続）</p> <p>共済期間中に、共済金の給付が行なわれても共済契約は存続する。ただし、第32条（共済契約の消滅）に該当する場合を除く。</p>
<p>第27条（共済契約の無効）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。</p> <p>1) 加入者（主契約者・配偶者）が発効日にすでに死亡していたとき。</p> <p>2) 加入者（主契約者・配偶者）が発効日または更新日において第5条（共済の加入資格者）1項および2項に規定する加入資格を失っていたとき。</p> <p>2. 前1項の場合において、当該期の掛金は返還する。</p>
<p>第28条（共済契約の失効）</p> <p>共済掛金納入の支払猶予期間中に会費および共済掛金が日産労連に納入されない場合、共済契約は掛金納入期間をもって失効する。</p> <p>サービス一般型について上乗せ保障分の掛金が日産労連に納入されない場合、上乗せ保障分の契約が失効する。</p>
<p>第29条（共済契約の解約）</p> <p>1. 共済契約期間の途中において、共済契約を解約することはできない。</p> <p>2. 前1項の規定にかかわらず主契約者が退職などによりリック規程第4条（会員）に定める会員の資格を失ったときは、掛金納入期間をもって共済契約は解約とする。</p> <p>3. 前2項の場合において、当該契約の未経過分に相当する掛金は返還しない。</p> <p>4. サービス一般型、サービス告知型については退職日をもって解約とする。</p>
<p>第30条（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>1. 次のいずれかに該当する場合は、将来に向かって共済契約（加入口数を増口している場合には、その増口部分）を解除することができる。</p> <p>1) この共済契約に基づく共済金の請求および受領等に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。</p> <p>2) 共済契約者、加入者または死亡共済金受取人が、日産労連に、この共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。</p> <p>3) 共済契約者、加入者または死亡共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 反社会的勢力に該当すると認められること。</p> <p>(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。</p> <p>(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。</p> <p>(4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。</p> <p>(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p> <p>4) この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、加入者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする）の合計が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。</p> <p>5) 前1号から4号までのいずれかに該当するほか、共済契約者、加入者または共済金受取人に対する日産労連の信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。</p> <p>2. 1項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、1項の1号から5号までに規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が1項の3号のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいう）を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができる。</p> <p>3. 1項の規定による共済契約の解除は、共済契約者に対する通知により行なう。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、加入者または死亡共済金受取人に対する通知により行なうことができる。</p>
<p>第31条（告知義務違反による共済契約の解除）</p> <p>1. 主契約者または配偶者が、共済契約の申込みの当時、故意または過失により共済契約申込書に重要な事実を告げ</p>

ず、不実のことを申告したときには次の共済契約を将来に向かって解除することができる。

1)新規……すべての共済契約

2)増口……増口分の共済契約

2. 前1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、共済契約を解除しない。

1)解除の原因を知ったときから、1ヵ月間解除権を行使しなかったとき。

2)共済契約の発効日から2年以内に給付に該当する事由が発生しなかったとき。

3)共済契約締結時から5年を経過したとき。

3. 前1項の規定により共済契約を解除した場合、その解除が給付事由発生のものであっても共済金を支払わず、また、すでに支払っていた場合、共済金受取人は共済金を返還しなければならない。

4. 前3項の規定にかかわらず、共済金については、請求の原因となった傷病と共済契約解除の原因となった事由に因果関係がなかった事を主契約者または共済金受取人が証明した場合には、新規、増口申し込み時の口数で給付し、その後共済契約は解除する。

5. 前1項の場合において納入された既経過分の掛金は返還しない。

6. 告知型については、加入時に申告をしていない健康告知に該当する傷病があった場合、共済契約を解除する。

7. サービス一般型加入者で、申込みの当時、故意または過失により共済契約申込書に重要な事実を告げず、不実のことを申告したときには、サービス告知型へ変更し、上乘せ保障の契約がある場合は上乘せ保障の共済契約は解除する。

8. サービス告知型について、加入時に申告をしていない健康告知に該当する傷病があった場合、その傷病についても加入時に申告があったものとみなし、加入日から2年間内の事由については給付しない。

第32条（共済契約の消滅）

1. 主契約者が死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害と認定された日をもって、主契約は消滅する。ただし、配偶者契約については、掛金納入期間をもって消滅する。

2. 配偶者が死亡した場合にはそのときをもって、重度障害共済金が支払われた場合には重度障害と認定された日をもって、配偶者契約は消滅する。

3. 共済契約期間中に配偶者と離婚した場合は、掛金納入期間をもって配偶者契約は消滅する。なお、その配偶者契約は、再婚した場合の配偶者に引き継ぐことはできない。

4. 前1項および2項の場合においては当該契約の未経過分に相当する掛金は返還しない。

第33条（異議申立ておよび再審査の請求）

1. 共済金を受ける者が給付内容に疑義があるとき、もしくは給付の対象外であることの通知を受けたときは、日産労連に対して異議申立ておよび再審査を請求することができる。

2. 異議申立ておよび再審査の請求は、共済金に関する内容を知った日から60日以内に書面をもって行なうものとし、これを経過したときは請求権を失うものとする。

3. 日産労連が再審査の請求を受理したときは、中央執行委員会において遅延なく再審査を行ない、その結果を書面によって通知しなければならない。

第34条（割戻金および保険料控除）

1. こくみん共済 coop との提携部分については、こくみん共済 coop の決算時に、剰余金が生じた場合、割戻金として還元する。

ただし、告知型、サービス一般型（上乘せ分を除く）サービス告知型については割戻金還元の対象とならない。

2. こくみん共済 coop との提携部分については、保険料控除の対象となる。

ただし、告知型、サービス一般型（上乘せ分を除く）、サービス告知型について保険料控除の対象とならない。

第35条（会計の性格）

生命共済の会計はリック規程第5条（会計）による事業会計として管理する。

第36条（運営管理費用）

1. 生命共済の運営にともなう諸経費ならびに管理諸費用は、生命共済会計より支出する。

2. 提携にともない発生する収入および費用についてはすべてを生命共済会計に繰り入れ運用する。

第37条（3大疾病保障特約保険の設置）

生命共済の加入者について3大疾病保障特約保険を設置する。運用にあたっては別に定める「3大疾病保障特約保険規則」を適用する。

第38条（規則の変更）

日産労連は、共済期間中であっても、法令等 の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、規則を変

更する必要がある場合等には、中央委員会の議決を経て、支払事由、支払要件、免責事由、その他のこの規則にかかわる契約内容を変更することができる。

第39条（規則の改廃）

この規則の改廃は、中央委員会の議決を行なうものとする。但し、必要な場合は中央委員会までの間について中央執行委員会の承認を得て施行することができる。

第40条（施行時期）

1. この規則は、1978年2月10日（昭和53年から実施する。
2. 1983年4月1日（昭和58年）改定
3. 1984年4月1日（昭和59年）改定
4. 1985年12月10日（昭和60年）、
自動車労連共済組合の創設に伴い制定された共済組合規約に基づいて、1986年1月1日（昭和61年）より改定実施する。
経過措置
この規則による初年度会計期間
1986年1月1日（昭和61年）より1986年6月末日（昭和61年）とする。
5. 1987年4月1日（昭和62年）改定
6. 1988年4月1日（昭和63年）改定
7. 1989年1月1日（昭和64年）改定
（自動車労連から日産労連に名称変更）
8. 1989年9月6日（平成元年）改定
9. 1990年1月1日（平成2年）改定
10. 1992年12月11日（平成4年）
日産労連リック事業部の創設にともない施行された、リック事業部規約に基づいて、1993年1月1日（平成5年）より改定実施する。
11. 1994年1月1日（平成6年）改定
12. 1995年1月1日（平成7年）改定
13. 1996年1月1日（平成8年）改定
14. 1997年1月1日（平成9年）改定
15. 1999年1月1日（平成11年）改定
16. 2003年1月1日（平成15年）改定
17. 2005年1月1日（平成17年）改定
18. 2005年7月12日（平成17年）改定
（リック事業部の解散による変更）
19. 2008年1月1日（平成20年）改定
20. 2009年1月1日（平成21年）改定
21. 2010年4月1日（平成22年）改定
22. 2011年2月1日（平成23年）改定
23. 2014年10月1日（平成26年）改定
24. 2015年1月1日（平成27年）改定
25. 2016年1月1日（平成28年）改定
26. 2016年3月1日（平成28年）改定
27. 2017年1月1日（平成29年）改定
28. 2018年1月1日（平成30年）改定
29. 2019年1月1日（平成31年）改定
30. 2021年1月1日（令和3年）改定